

「リコール」ってご存知ですか？

自動車のリコール制度が有名ですが、自動車のほかにも身の回りにあるものによる事故の再発を防止するため、製造事業者等が製品を無償で修理したり、回収等を行うことがあります。こうした無償修理や回収等も「リコール」と呼ばれています。

リコールされた身の回り品による火災等の重大事故は年間100件以上も発生しています。事故は、尊い人命やあなたの財産を奪うこともあります。事故に遭わないために、リコール情報をキャッチしましょう。

リコール情報を入手するには、いくつかの方法があります。

リコール情報は…

- 新聞の社告、折込チラシ、店頭のポスター等に掲載されていることがあります。
- 商品を購入した際に、メーカーに対してユーザー登録したりすることや、販売店の会員になることで届く体制を整えている事業者もあります。
- 通信販売で購入した場合は、直接、購入者に届くこともあります。
- 消費者庁ではリコール情報サイトを開設しています。会員登録すると新着リコール情報をメールでお届けします。

※裏面で消費者庁のリコール情報サイトをご紹介しています。

お使いの製品がリコール対象製品だった場合には、
すぐに使用を中止し、事業者に連絡してください。

これが消費者庁のリコール情報サイトです。

The screenshot shows the homepage of the Consumer Affairs Agency Recall Information Site. At the top, there's a yellow banner with the text "消費者庁リコール情報 サイト" and "回収・無償修理等情報をお届けします!" Below the banner is a search bar labeled "リコール情報検索". The main content area is divided into several sections: "重要なお知らせ" (Important Notices) featuring recall notices for various products like portable music players, electric ranges, and bicycle handlebar systems; "新規登録情報" (New Registration Information) showing recent registrations for vehicle-related recalls; and "リコールメールサービス" (Recall Mail Service) which includes a QR code for mobile site registration. There are also links for "事業者の方へ" (For Businesses) and "自動車不具合情報" (Automobile Malfunction Information).

★「重要なおしらせ」、「高齢者・子ども向け商品など」の更新情報や、「新規登録情報」を
リコールメールサービスで（「リコール情報 from 消費者庁」）お知らせします。

メールサービスの登録方法は？

- ① 下記のURLからご登録ください
<http://www.recall.go.jp/> (パソコン用)
<http://www.recall.go.jp/m/> (携帯電話用)
- ② 画面に従って登録を行ってください
(仮登録完了)
- ③ 仮登録後に登録確認メールが送信されますので、
登録確認メールに記載のURLをクリックしてください
(本登録完了)

パソコンサイト登録用
登録ページ用バナー

携帯サイト登録用
QRコード



消費者ホットライン 0570-064-370

(2013年5月)